

信濃川水系（信濃川下流）流域治水協議会 規約（案）

第1条 設置、名称

本会は、信濃川水系における信濃川下流域の流域治水対策を推進するため、「信濃川水系（信濃川下流）流域治水協議会」（以下「流域治水協議会」という。）と称し、これを設置する。

第2条 目的

本流域治水協議会は、令和元年東日本台風をはじめとした近年の激甚な水害や、気候変動による水害の激甚化・頻発化に備え、信濃川水系（信濃川下流）において、あらゆる関係者が協働して流域全体で水害を軽減させる「流域治水」を計画的に推進するための協議・情報共有を行うことを目的とする。

第3条 流域治水協議会の構成

- 流域治水協議会は、別表-1の職にある者をもって構成する。
- 流域治水協議会に幹事会をおく。幹事は、別表-2に掲げる幹事をもって構成する。
幹事会は、流域治水協議会の企画立案や会員機関相互の連絡調整、流域治水協議会の指示による各種検討を行う。
- 流域治水協議会及び幹事会の招集、進行等の運営は事務局が行う。
- 流域治水協議会及び幹事会へは、必要に応じ、流域治水協議会及び幹事会以外の関係機関を出席させることができる。

第4条 流域治水協議会の実施事項

流域治水協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。

なお、実施にあたっては、「水害に強い信濃川下流域づくり推進協議会」（以下「推進協議会」と連携し、共有・検討を行うものとする

- 信濃川（信濃川下流）流域で行う流域治水の全体像を共有・検討。
- 河川に関する対策、流域に関する対策、避難・水防等に関する対策を含む、「流域治水プロジェクト」の策定と公表。
- 「流域治水プロジェクト」にもとづく対策の実施状況のフォローアップ。
- その他、流域治水に関して必要な事項。

第5条 流域治水協議会の情報公開

流域治水協議会、幹事会は、原則、公開とする。

第6条 流域治水協議会資料等の公表

- 流域治水協議会、幹事会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、流域治水協議会の了解を得て公表しないものとする。
- 流域治水協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した各会員、各機関の確認を得た後、公表するものとする。

第7条 事務局

流域治水協議会の事務局は、北陸地方整備局信濃川下流河川事務所及び新潟県土木部河川管理課におき、各会員、各機関と調整を図りながら運営を行う。

第8条 雜則

この規約に定めるもののほか、流域治水協議会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項については、流域治水協議会で定めるものとする。

附 則

本規約は、令和2年〇月〇日より実施する。

別表－1

信濃川水系（信濃川下流）流域治水協議会 会員名簿

新潟市長
長岡市長
三条市長
加茂市長
見附市長
燕市長
五泉市長
弥彦村長
田上町長
新潟県 防災局長
新潟県 農地部長
新潟県 土木部長
北陸農政局 農振興部長
新潟地方気象台 台長
北陸地方整備局 信濃川下流河川事務所長

<オブザーバー>

東日本旅客鉄道（株）新潟支社

※各会員については、代理出席を認めるものとする。

別表－2

信濃川水系（信濃川下流）流域治水協議会 幹事会名簿

新潟市	危機管理防災局長、土木部長
長岡市	危機管理防災本部長、土木部長
三条市	総務部長、建設部長
加茂市	総務課長、建設課長
見附市	企画調整課長、建設課長
燕市	総務部長、都市整備部長
五泉市	総務課長、都市整備課長
弥彦村	防災室長、建設企業課長
田上町	総務課長、地域整備課長
新潟県防災局	防災企画課長、危機対策課長
新潟県農地部	農地計画課長
新潟地域振興局農林振興部	農林振興部長
新潟地域振興局農業振興部	農業振興部長
三条地域振興局農業振興部	農業振興部長
長岡地域振興局農林振興部	農林振興部長
新潟県土木部	河川管理課長、河川整備課長、砂防課長
新潟地域振興局地域整備部	地域整備部長
新潟地域振興局新津地域整備部	地域整備部長
三条地域振興局地域整備部	地域整備部長
長岡地域振興局地域整備部	地域整備部長
北陸農政局農村振興部	設計課長
北陸農政局信濃川水系土地改良調査管理事務所	事務所長
新潟地方気象台	防災管理官
北陸地方整備局信濃川下流河川事務所	事務所長

※各幹事については、代理出席を認めるものとする

<オブザーバー>

新潟市福祉部 地域包括ケア推進課長
長岡市 介護保険課長
長岡市 長寿はつらつ課長
三条市 高齢介護課長
加茂市 福祉事務所長
見附市 健康福祉課長
燕市 長寿福祉課長
五泉市 高齢福祉課長
弥彦村 福祉保健課長
田上町 保健福祉課長
新潟県福祉保健部 高齢福祉保健課長